

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景
- 2 本計画策定の留意点
- 3 環境基本計画とは
- 4 計画の位置づけ
- 5 対象期間、計画目標年度
- 6 環境基本計画の対象範囲
- 7 計画の担い手
- 8 環境基本計画の策定の流れ
- 9 SDGs やパリ協定との関係

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

阿賀野市（以下、「本市」）は、平成25（2013）年3月に阿賀野市環境基本条例第9条に基づき前計画を策定しました。

その2年後の平成27（2015）年9月の国連サミット¹で「持続可能な開発目標（SDGs）²」が採択され、同じく平成27（2015）年12月に「パリ協定」が採択されるなど世界を巻き込む国際的合意が立て続けになされました。

このような大きな環境のうねりの中、阿賀野市環境基本計画は10年を迎え、改訂することになりました。

本計画は、世界的な状況の変化や、市民や事業者の環境への考え方に関するアンケート調査、前計画に定めた施策の進捗状況などを踏まえ改訂するもので、本市の環境に関する礎となるものです。

私たちのまちは、変化に富んだ四季とまちをやわらかく包みこむ五頭連峰、豊富な水をたたえ流れる阿賀野川、ラムサール条約登録湿地³の瓢湖など豊かな自然環境の下で人を育て、特有の文化をはぐくみ、産業を興し、今日の繁栄を築いてきました。

しかし、近年の資源・エネルギーの大量消費と大量の廃棄物の発生を伴う社会経済活動により、物質的に豊かで便利な生活がもたらされた一方で、地域の環境だけでなく、生命存続の基盤である地球の環境までが損なわれつつあります。

このような状況を改善するためにも本計画の改訂は、市の行政の重要な位置づけになっています。

さらに、環境の中でも近年地球環境への影響が大きくなっている地球温暖化を防止するため、平成24（2012）年度に策定した「阿賀野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」も改訂します。

2 本計画策定の留意点

本計画は、阿賀野市の環境シンボルである「五頭山」、「瓢湖」、「田園」といった自然環境を守り、さらに循環型社会の構築や市民・事業者・市の協働の環を広げ、次世代に引き継ぐことを目的としています。

これらを達成するために、市は施策を策定し目標を定め実行し、市民・事業者は市の施策に協力する必要があります。

¹ 国連サミットとは、国連総会の最高レベルの会議であり、世界の主要な政治問題を議論し、決定を下すために開催されるものです。

² 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

3 環境基本計画とは

近年、私たちの周りでは、地球温暖化の影響に伴う気候変動によると考えられる災害が多発し、開発や乱獲・外来生物の侵入などによる生態系への影響、マイクロプラスチック⁴による海洋汚染など、さらなる環境問題が発生し、その深刻さは増えています。

環境基本計画とは、環境分野における基本となる計画です。環境の保全に関する長期的な目標を定めるとともに、環境分野の個別計画などに施策の基本的方向を示し、諸施策を総合化・体系化することで、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る役割を担っています。また、市の将来像を示したり、環境に関する具体的な方向性を定めたり、それを達成するための具体的な対策を示すものです。



瓢湖とハクチョウ

出典：阿賀野市観光協会ホームページ

⁴ マイクロプラスチックとは、5mm未満の微細なプラスチックのことで、海洋や湖沼などの水域に放出され、海洋生物などに摂取される可能性があります。

4 計画の位置づけ

本計画は、「阿賀野市環境基本条例」第9条に基づき策定する「環境基本計画」です。

阿賀野市総合計画（本市の総合的かつ計画的な行政運営を行っていくための基本となる計画）の部門別計画の一つとして位置づけられており、市が策定する各種計画と整合性をとっています。

また、阿賀野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）など市が策定する環境関連の各種計画の上位計画となるものです。

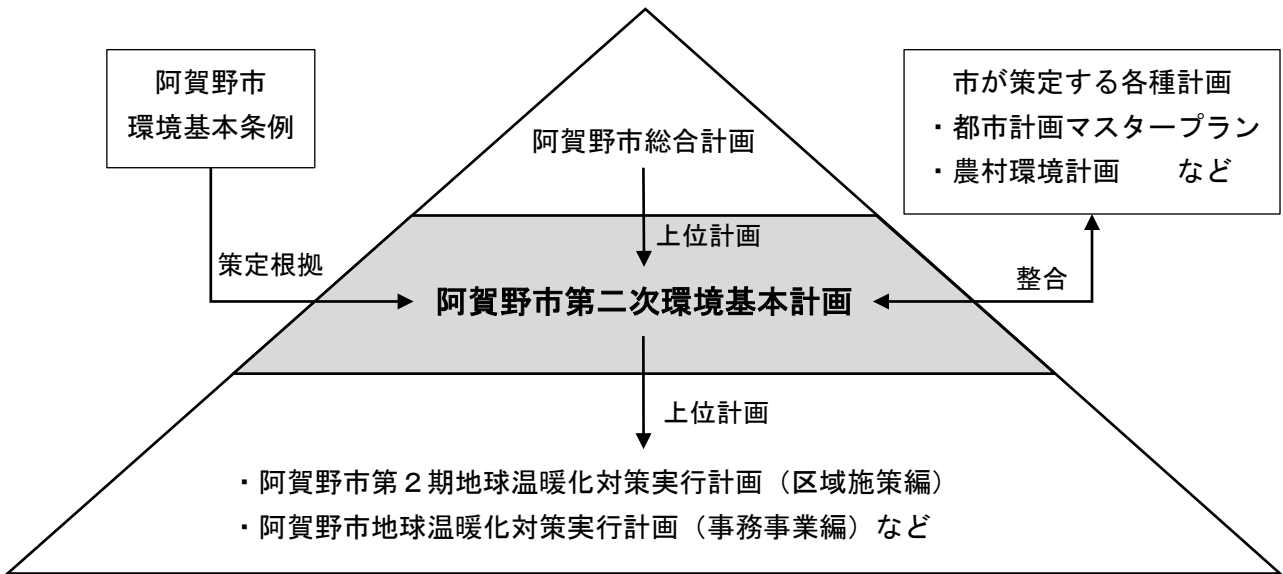


図 1.1 計画の位置づけ

5 対象期間、計画目標年度

本計画の対象期間を令和6（2024）年度から令和14（2032）年度までの9年間とし、計画目標年度を令和14（2032）年度とします。ただし、社会情勢の変化や環境の課題に柔軟に対応するため、期間内であっても必要に応じて見直します。

令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)
本計画策定	← 対象期間 →									計画目標年度 次期計画策定
	対象期間：令和6年度から令和14年度までの9年間 目標年度：令和14年度									
								SDGs 目標年度		

図 1.2 対象期間、計画目標年度

6 環境基本計画の対象範囲

本計画では以下の4つを計画範囲とするとともにこれらを基本施策の柱とします。

表 1.1 施策の区分

対象範囲	内容
自然環境に関すること	山林、河川、農地・里山など、私たちの身近な自然環境の保全に関する施策とします。
生活環境に関すること	水質環境や大気環境、ごみ、交通など私たちの生活環境の保全に関する施策とします。
地球環境に関すること	地球温暖化防止など地球環境への影響に関する施策とします。
環境教育に関すること	歴史・文化、省エネルギー型ライフスタイルなど環境教育に関する施策とします。

7 計画の担い手

市の環境は地球全体の環境と深く関わっているため、各主体が環境への意識や責任感を持ち、地域の環境保全のために行動することが必要です。

本計画においては、市民、事業者及び市が推進主体となります。各主体は、それぞれ以下に示す役割を担うことを十分認識した上で、持続可能な社会の形成に向けて一体となった取組を進めます

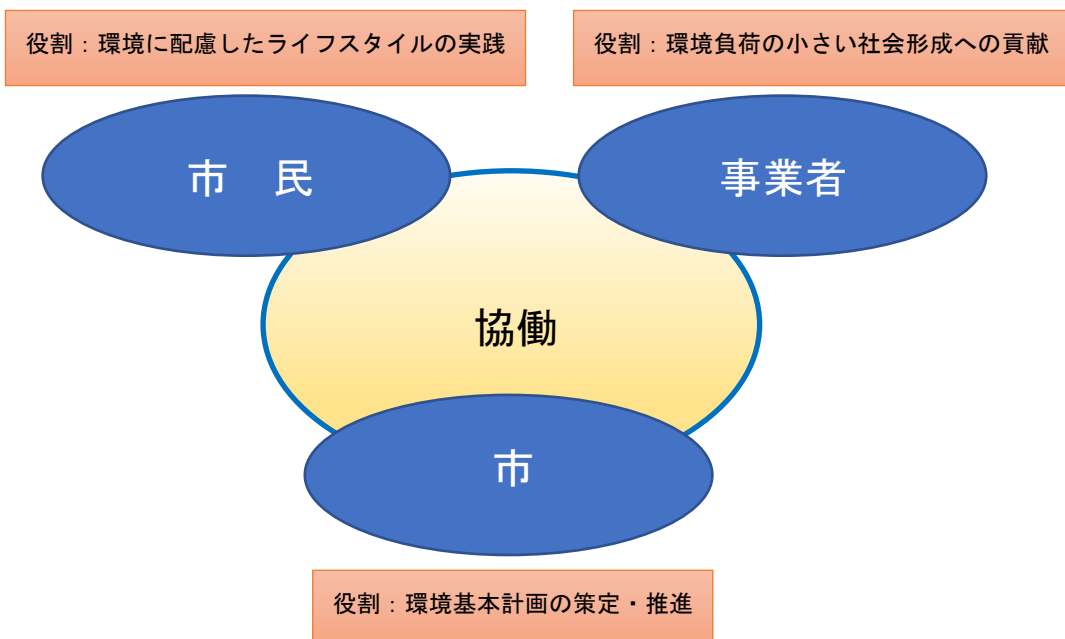


図 1.3 計画の担い手

8 環境基本計画の策定の流れ

環境基本計画の策定の流れは以下のとおりです。

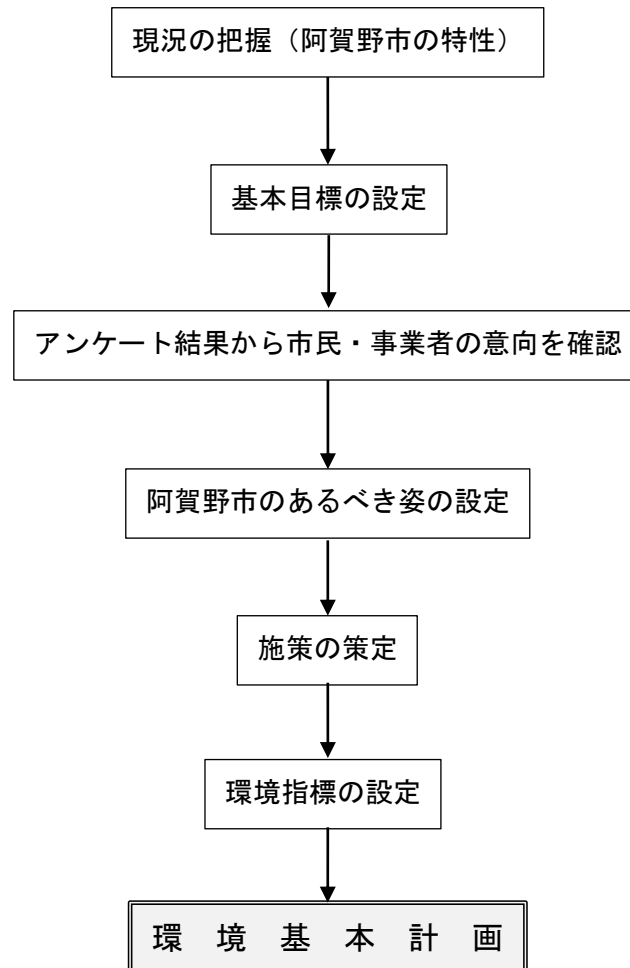


図 1.4 計画の策定の流れ

9 SDGs やパリ協定との関係

近年、環境に関して最も大きな動きがあったのは、平成 27 (2015) 年であると考えられます。地球規模の環境の危機を反映し、持続可能な開発目標 (SDGs) を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や「パリ協定」の採択など、世界を巻き込む国際的合意が立て続けになされた、転換点ともいえる 1 年でした。SDGs とパリ協定は地球温暖化防止という共通の目標を持つものです。なお、パリ協定の発効を受けて世界が脱炭素社会に向けて大きく舵を切り、ESG 投資⁵などの動きが拡大している潮流を踏まえれば、今こそ、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換していく時に来ていると考えられます。

本計画はSDGs やパリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画となることを認識し、国際・国内情勢への確に対応した計画とします。また、一見すると環境に関係のないように見える取組であっても、資源を効率的に使っている、低炭素であるなど、実は環境に良い効果も持ち合わせている取組も少なからず存在します。そのような「気付き」を与えることも、環境・経済・社会の統合的向上の普及に資するものであり、本計画の果たすべき役割の 1 つです。



＜17の目標（ゴール）＞	
1. あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	10. 国内および国家間の不平等を是正する
2. 飢餓をゼロに	11. 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	12. 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
4. すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	13. 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
5. ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	14. 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
6. すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する	15. 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
7. 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	16. 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
8. すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する	17. 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する
9. レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る	

図 1.5 持続可能な開発目標 (SDGs) における 17 のゴール

出典：国際連合広報センターホームページ

⁵ ESG 投資とは、環境 (Environment)、社会 (Social)、企業ガバナンス (Governance) の基準を考慮した投資のことです。ESG 投資では、投資家が投資先の企業が ESG の基準を満たしているかを確認し、その企業を投資するかどうかを決定します。